

新庁舎へ移転します

総務課行政係 ☎0824-73-1123

市役所本庁舎の隣りに建設を進めてきた新庁舎が2月28日に完成しました。

現在分散している市役所の各課は3月14日から随時移転作業を行い、各種証明書の発行などを扱う



新庁舎外観と2階フロア (2月23日撮影)

窓口業務は3月23日から新庁舎で開始し、3月28日にはすべての移転作業を終了します。

4月中旬には、市民の皆さんを対象に新庁舎見学会を予定しています。

移転スケジュール

3月14日(土)～15日(日)

分庁舎 (農林振興課・農業委員会・都市整備課・下水道課・農村整備課)、土改連ビル(建設課)

3月20日(金)

仮庁舎 (教育総務課・教育指導課・生涯学習課・自治振興課・女性児童課・社会福祉課・高齢者福祉課)

3月21日(土)～22日(日)

本庁舎 (市民生活課・税務課・保健医療課・会計課・管財課・財政課・総務課・政策推進課・企画課・議事事務局)

3月28日(土)

保健センター (保健医療課)、別館4号 (監査委員事務局)、ウツミ屋証券ビル (商工観光課)
※移転作業終了後は、随時新庁舎で業務を開始します。

財政健全化へ前進 実質公債費比率が大幅改善

財政課理財係 ☎0824-73-11202

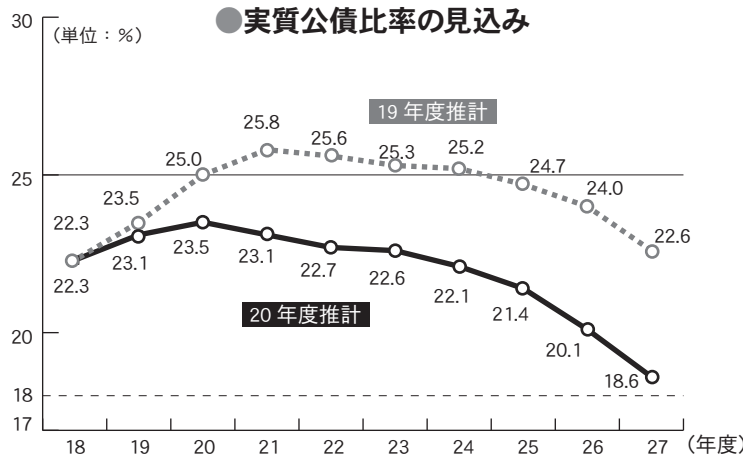
平成19年度決算による公債費負担適正化計画(実質公債費比率の推計)を修正した結果、国の示した財政健全化の黄色信号である早期健全化団体(25%以上)を回避する見込みとなりました。(推移はグラフ参照)

これは、地方債(借金)の繰上償還を行ったことや、国からの普通交付税が増額(地域再生対策費の新設、頑張る地方応援プログラム)したことなどによるもので、財政指標の一つである実質公債費比率が改善しました。

市では、平成18年度に公債費負担適正化計画を策定し、合併建設計画および長期総合計画の実施計画をもとに計画的な地方債(借金)発行に努め、安定した財政運営に向けて取り組んでいます。

なお、普通交付税は、毎年制度改正が行われるため、後年度指数が変動する場合があります。今後も引き続き、健全な財政運営に努めていきます。

●実質公債比率の見込み



※実質公債費比率とは、市財政規模に対して、普通会計の公債費(借金返済額)、公営企業会計などの公債費に対する負担金を過去3年平均値で算ベースの割合を過去3年平均値で示した指数をいいます。18%以上の団体は県知事の起債許可が必要となり、25%以上の団体は早期健全化団体となり、起債制限を受けるほか、財政健全化計画の策定が義務付けられます。